



宮 崎 県 公 報

平成25年2月28日(木曜日) 第2466号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………(水産政策課) 1
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定(6件)……………(漁村振興課) 2
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定(6件)……………(“) 3
○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港(6件)……………(“) 4
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 5

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)……………(砂防課) 6
○土砂災害警戒区域の指定……………(“) 6
○港湾施設の概要の公示(3件)……………(港湾課) 6
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定(3件)……………(“) 7
○宮崎県港湾管理条例の規定による使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾……………(“) 8
○プレジャーボートを係留させるために専用使用する施設の指定(3件)……………(“) 8
○都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) 10
病院局公告
○落札者等の公告(2件)……………10

告 示

宮崎県告示第86号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1 [略] 2 大型まき網漁業(総トン数20トン以上の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。)及び中型まき網漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。以下同じ。) 3～5 [略] 6 小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)であって1及び3に掲げる漁業以外のもの	北浦加入区	[略]	1 [略] 2 大型まき網漁業(総トン数20トン以上の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。) 3 中型まき網漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。以下同じ。) 4～6 [略] 7 小型漁船漁業(総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。)であって1及び4に掲げる漁業以外のもの
[略]			[略]		

延岡市 第一加 入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業 2 [略] 3 小型定置漁業 4 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの	延岡市 第一加 入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業、 <u>小型定置漁業及び小型漁船漁業</u> 2 [略]
延岡市 第二加 入区	[略]	1～3 [略] 4 旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業 5 [略]	延岡市 第二加 入区	[略]	1～3 [略] 4 旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業 <u>及び小型定置漁業</u> 5 [略]
[略]			[略]		
庵川加 入区	[略]	1～3 [略] 4 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの	庵川加 入区	[略]	1～3 [略] 4 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの <u>及び小型機船底びき網等漁業</u>
[略]			[略]		

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第87号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 1 種福島高松漁港のうち、西防波堤の先端と沖防波堤の西先端を結んだ線、沖防波堤の東先端と高松護岸に設置した^{ひょう}標（公共座標表示：X座標171238.177, Y座標 16251.495）を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第88号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 1 種市木漁港（舩地区）のうち、舩防波堤と舩北防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第89号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

1 指定区域

第 2 種都井漁港（立宇津地区）のうち、立宇津防波堤と迫防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第90号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 2 種都井漁港（毛久保地区）のうち、毛久保南防波堤と毛久保東防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第91号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 4 種宮之浦漁港のうち、北防波堤と南防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第92号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第 3 種門川漁港の水域のうち、門川町乙島三等三角点（基点）から倉戸鼻東端に引いた線、基点から同町大字庵川字金磯四千八百九十九番の二地先に設置された標柱に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第93号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
福島高松漁港 (串間市)	漁港内 指定施設 E 内 番号 1 から19で示された区域 図面に示す	19隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第94号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
市木漁港 (舩地区) (串間市)	漁港内 指定施設 F 内 番号 1 から 5 で示された区域 図面に示す	5 隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第95号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
都井漁港 (立字津地区) (串間市)	漁港内 指定施設 F 内 番号 1 から 5 で示された区域 図面に示す	5 隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第96号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
都井漁港 (毛久保地区) (串間市)	漁港内 指定施設 F 内 番号 6 から12で示された区域 図面に示す	7 隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第97号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
宮之浦漁港 (串間市)	漁港内 指定施設 D 内 番号 1 から 7 で示された区域 図面に示す	7 隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第98号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
門川漁港 (門川町)	漁港内 指定施設 B 内 番号 1 から18及び23から44で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 C 内 番号45から64で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 D 内 番号65から70で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 E 内 番号19から22及び 135 から 144で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 F 内 番号71から 126で示された区域 図面で示す 漁港内 指定施設 G 内 番号 127から 134、1 45から 167及び 168から 185で示された区域 図面に示す	185隻以 内	周年

- 2 指定の適用の日
平成25年 4 月 1 日

宮崎県告示第99号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
福島高松漁港

宮崎県告示第 100号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
市木漁港（軸地区）

宮崎県告示第 101号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
都井漁港（立宇津地区）

宮崎県告示第 102号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
都井漁港（毛久保地区）

宮崎県告示第 103号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
宮之浦漁港

宮崎県告示第 104号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年4月1日
- 2 徴収対象漁港
門川漁港

宮崎県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年2月28日から平成25年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1251番143地先から同郡同村同大字1251番143地先まで	旧	4.5～8.0	125.0
				新	5.4～25.2	116.0

宮崎県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年2月28日から平成25年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
48	県道	市木串間線	串間市大字秋山字大字戸1983番7地先から同市同大字字牧内2777番4地先まで	旧	7.0～32.0	115.0
				新	15.6～43.2	115.0

宮崎県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月28日から平成25年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1251番143地先から同郡同村同大字1251番143地先まで	平成25年2月28日

宮崎県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月28日から平成25年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
31	県道	都城霧島公園線	都城市南鷹尾町1988番303地先から同市鷹尾五丁目4312番5地先まで	平成25年2月28日

宮崎県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月28日から平成25年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
102	県道	木場吉松えびの線	えびの市大字西川北字平855番3地先から同市大字東川北字本丸331番2地先まで	平成25年3月1日

宮崎県告示第 110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 内ノ迫2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号を順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西諸県郡高原町大字蒲牟田字内ノ迫2950
2	〃 〃 〃 〃 〃
3	〃 〃 〃 〃 〃 2940-1
4	〃 〃 〃 〃 〃 2928-2
5	〃 〃 〃 〃 〃 2924
6	〃 〃 〃 〃 〃 2931
7	〃 〃 〃 〃 〃 2932
8	〃 〃 〃 〃 〃 2935

宮崎県告示第 111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 下八峡地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡美郷町西郷区田代字下八カへ上ノ園6849
2	〃 〃 〃 〃 〃 字下八カへ6822-1
3	〃 〃 〃 〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 〃 〃 上ノ園6862-1

宮崎県告示第 112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	東桐原谷	07-403-1-002	土石流
	西桐原谷	07-403-1-003	土石流
	桐原その4	I-1-1048	急傾斜地の崩壊
	桐原その5	I-1-1049	急傾斜地の崩壊
	桐原その2	I-1-1050	急傾斜地の崩壊
	鶴その2	I-1-1051	急傾斜地の崩壊
	鶴その1	I-1-1052	急傾斜地の崩壊
	桐原村所小	I-2-0046 I-2-0047	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 113号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

港名	港湾施設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数量	能力
宮崎港	係留施設	プレジャーボート係留用施設	宮崎県宮崎市港東1丁目12番（C-6-16）	延長55.0メートル	水深0.0メートル

宮崎県告示第 114号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成25年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
熊野江 港	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県延岡市熊野江 町2453番19地先 (C-6-7)	延長 44.0メ ートル	水深 0.0メ ートル
	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県延岡市熊野江 町2453番19地先 (C-6-8)	延長 30.0メ ートル	水深 0.0メ ートル

宮崎県告示第 115号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成25年 2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
福島港	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方4273番 2 地先 (C-6-15)	延長 34.0メ ートル	水深 1.0メ ートル
	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (C-6-16)	延長 127.0 メートル	水深 2.0メ ートル
	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方4559番 2 地先 (C-6-17)	延長 35.0メ ートル	水深 2.0メ ートル
	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方2394番22地先 (C-6-18)	延長 194.0 メートル	水深 2.0メ ートル
	係留 施設	プレジ	宮崎県串間市大字南	延長	水深

施設	ャーボ ート係 留用施 設	方2538番26地先 (C-6-19)	68.3メ ートル	2.0メ ートル
係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (C-6-20)	延長 70.8メ ートル	水深 2.0メ ートル
係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方4273番地先 (C-6-21)	延長 60.0メ ートル	水深 0.5メ ートル
係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市西浜 2 丁目7247番51地先 (C-6-22)	延長 110.0 メートル	水深 3.5メ ートル
係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (C-6-23)	延長 29.2メ ートル	水深 2.0メ ートル
係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎県串間市西浜72 47番80地先 (C-6-24)	延長 60.0メ ートル	水深 2.0メ ートル

宮崎県告示第 116号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
宮崎港 (宮崎市)	宮崎港港湾区域のうち、 宮崎港水門から北の部分 同港臨港地区、港湾隣接 地域の一部及び港湾法第 2 条第 6 項の規定により 国土交通大臣が認定した 港湾施設区域 (港湾管	船舶 道路運送車両法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定す る自動車、原動機 付自転車及び軽車 両並びに同条第 8

理者が管理するものに限る。)	項に規定する使用済自動車
----------------	--------------

宮崎県告示第 117号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
熊野江港 (延岡市)	熊野江港湾区域 同港臨港地区、港湾隣接 地域	船舶

宮崎県告示第 118号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
福島港 (串間市)	福島港港湾区域 同港臨港地区、港湾隣接 地域 串間市大字南方字永畑44 42番 3、4442番 4、4442 番 5、4469番 3、4469番 4、4470番 3、4470番 4 、4471番 3、4471番 4、 4471番 5、4472番 2、44 72番 3、4484番 2、4489 番 3、4490番 2、4491番 3、4492番 2、4496番 2 、4497番 2、4498番 2、 4498番 3、4499番 2、45 00番 2、4506番 2、4507 番 3、4509番 2 及び4559 番 3 並びに同字金谷4278 番 1 及び4273番 2 の県有 地の一部	船舶 道路運送車両法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定す る自動車、原動機 付自転車及び軽車 両並びに同条第 8 項に規定する使用 済自動車
大納港 (串間市)	大納港港湾区域 同港臨港地区	

黒井港 (串間市)	黒井港港湾区域 同港臨港地区	
--------------	-------------------	--

宮崎県告示第 119号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）附則第 2 項の規定により、栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾を次のとおり定める。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年 4 月 1 日
- 2 徴収対象港湾
熊野江港、大納港及び黒井港

宮崎県告示第 120号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
宮崎港 (宮崎市)	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎市港東 1 丁目12 番（港水門下）	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 第 6 岸壁（ －） 4.5M	宮崎市港東 1 丁目 6 番（第 6 岸壁、宮崎 漁協船揚場付近）	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 第 6 岸壁（ －） 4.5M	宮崎市港東 1 丁目 6 番（第 6 岸壁、物揚 場付近）	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 第 6 岸壁（ －） 4.5M	宮崎市港東 1 丁目 5 番（第 6 岸壁、県漁 連製氷工場付近）	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 物揚場（ －） 3.5M	宮崎市港東 1 丁目 2 番（公共船バース付 近）	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 第 3 物揚場 （－） 2.0 M	宮崎市港 1 丁目 9 番 （宮崎漁協水産セン ター付近）	プレジャー ボート係留 用施設 D

係留施設 第 6 物揚場 (-) 2.0 M	宮崎市港 1 丁目11番 (宮崎漁協共同加工 場横)	プレジャー ボート係留 用施設 C
係留施設 第 2 物揚場 (-) 1.0 M	宮崎市港 1 丁目18番 (後田川右岸)	プレジャー ボート係留 用施設 D
係留施設 第 1 物揚場 (-) 1.0 M	宮崎市港 2 丁目 1 番 (後田川左岸)	プレジャー ボート係留 用施設 D
係留施設 第 3 岸壁 () -) 4.5M	宮崎市港 2 丁目 1 番 (第 3 岸壁)	プレジャー ボート係留 用施設 D

宮崎県告示第 121号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
熊野江港 (延岡市)	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県延岡市熊野江 町2453番19地先 (防波堤 1)	プレジャー ボート係留 用施設 G
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県延岡市熊野江 町2453番19地先 (防波堤 2)	プレジャー ボート係留 用施設 G
	係留施設 物揚場	宮崎県延岡市熊野江 町2453番16 (物揚場)	プレジャー ボート係留 用施設 E

宮崎県告示第 122号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
福島港 (串間市)	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (洲崎内防波堤)	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (洲崎防砂堤 3)	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (洲崎防砂堤 2)	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2538番26地先 (洲崎防砂堤 3)	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 (-) 2.0 M物揚場 () 洲崎)	宮崎県串間市大字南 方2394番22地先 (洲崎物揚場)	プレジャー ボート係留 用施設 A
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2394番22地先 (洲崎防砂堤 1)	プレジャー ボート係留 用施設 E
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方2394番22地先 (洲崎防砂堤 1)	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 (-) 2.0 M物揚場 () 今町)	宮崎県串間市大字西 方 15050番14地先 (今町物揚場、今町 橋付近)	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 (-) 2.0 M物揚場 () 今町)	宮崎県串間市大字西 方 14933番 5 地先 (今町物揚場、泊柱 神社付近)	プレジャー ボート係留 用施設 D
係留施設 プレジャー	宮崎県串間市西浜72 40番80地先	プレジャー ボート係留	

	ボート係留 用施設	(西浜、今町橋付近)	用施設 F
	係留施設 (一) 2.0 M物揚場 (西浜)	宮崎県串間市西浜72 47番54地先 (西浜物揚場)	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 (一) 2.0 M物揚場 (西浜)	宮崎県串間市西浜72 47番54地先 (西浜物揚場、丸栄 水産前)	プレジャー ボート係留 用施設 B
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市西浜 2 丁目7247番51地先 (西浜、黒瀬水産前)	プレジャー ボート係留 用施設 D
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方4273番地先 (金谷、金谷橋下)	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方4273番 2 地先 (金谷、串間漁協金 谷支所付近)	プレジャー ボート係留 用施設 C
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南 方4559番 2 地先 (内防波堤永畑)	プレジャー ボート係留 用施設 E
	係留施設 (一) 2.0 M物揚場 (永畑)	宮崎県串間市大字南 方4559番26地先 (永畑物揚場)	プレジャー ボート係留 用施設 D
大納港 (串間市)	係留施設 (一) 2.0 M物揚場	宮崎県串間市大字大 納字縄手2042番11及 び2042番12地先	プレジャー ボート係留 用施設 F
黒井港 (串間市)	係留施設 黒井物揚場	宮崎県串間市大字都 井字黒井1020番 1 地 先	プレジャー ボート係留 用施設 F

宮崎県告示第 123号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定により、平成23年宮崎県告示第 232号による川南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 2 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 施工者の名称

川南町
2 都市計画事業の種類及び名称
川南都市計画下水道事業 川南公共下水道
3 事業施行期間
平成 9 年 9 月 18日から平成25年 3 月 31日まで
4 事業地
収用の部分
平成23年宮崎県告示第 232号の事業地から川南町大字平田字隠
山地内の一部を削除する。
使用の部分
変更なし

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年 2 月 28日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 落札に係る購入物品及び数量
医療情報端末機器 (ネットワーク機器等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課 システム・施設担当 宮崎市橋通東 2
丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月 21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社富士通エフサス 宮崎支店 宮崎市錦町 1 番10号
- 5 落札金額
53,997,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年12月 6 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年 2 月 28日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線乳房撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月 18日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士フィルムメディカル株式会社九州地区営業本部 福岡市博
多区博多駅前 4 丁目13番19号
- 5 落札金額
36,500,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年11月 8 日